

徳島県子ども・子育て 支援事業支援計画 (素案)



徳 島 県

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2

第2章 基本理念と取組み方針

1 計画の基本理念	3
2 計画の基本目標	3
3 計画を推進する上での重点課題	4

第3章 計画の推進体制と点検・評価

1 計画の推進体制	5
2 計画の達成状況の点検及び評価	5

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定

1 県区域設定の趣旨	6
2 県区域設定の基本的考え方	6
3 県区域設定の内容	6

第2節 教育・保育の提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方	8
2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容	8
及びその実施時期	

第3節 地域子ども・子育て支援事業の推進

1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方	11
2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施	11
時期	

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	21
2 認定こども園の普及に関する基本的考え方	21
3 認定こども園の目標設置数、設置時期	22
4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援	22
5 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携	22

の推進方策	
6 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	23
第5節 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上	
1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み	24
み人数とその確保方策	
2 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策	25
3 資質向上策	25
4 「子育て支援員（仮称）」の認定のための研修実施	25
5 「放課後児童支援員」の認定のための研修実施	25
第6節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	
1 児童虐待防止対策の充実	26
2 社会的養護体制の充実	27
3 ひとり親家庭の自立支援の充実	28
4 障がい児施策の充実	29
第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	31
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	32

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

第1節 広域調整	
1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	33
2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整	33
第2節 教育・保育情報の公表	
1 教育・保育情報の公表の実施方法等	34

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン」を策定し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組んできました。

その後、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

この「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念としています。

市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「市町村計画」という。）」を策定し、新制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うこととしています。

県は、「県子ども・子育て支援事業支援計画（以下、「県計画」という。）」を策定し、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずることとしています。

このような子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、本県における新制度の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとする子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを生み育てができる徳島」を実現するため、法に基づく徳島県子ども・子育て支援事業支援計画を策定することとした。

2 計画の性格

本計画は、法第62条第1項の規定に基づくとともに、県内市町村が策定する市町村計画を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、新たな「徳島はぐくみプラン」の子育て支援施策に係る実施計画として位置付けるとともに、その他の関係計画等との調和・連携を図ります。

さらに、国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく県行動計画としても位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第62条 都道府県は、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第2章 基本理念と取組み方針

1 計画の基本理念

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与します。

2 計画の基本目標

(1) 安心して子どもを生み育てることができる社会の実現

共働き世帯の増加や核家族化の進行、労働形態の変化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、全ての人が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指します。

(2) 全ての子どもの健やかな育ちを確保

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に、健やかな育ちを確保します。

(3) 子どもの発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援の実施

乳幼児期の発達は、連續性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障します。

(4) 地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させます。

(5) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな成長を保障するため、妊娠・出産期における妊産婦の健康の悩みや育児への不安解消に向けた支援を含む切れ目のない支援を行います。

(6) 関係機関の連携した取組み

県、市町村、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携・協働して地域の子育て支援に取り組みます。

3 計画を推進する上での重点課題

(1) 待機児童の早期解消

東部地域を中心として保育所の待機児童が依然発生しており、潜在的保育ニーズを踏まえた提供体制を整備することにより待機児童の早期解消を図る必要があります。

(2) 過疎地域等における子育て支援サービスの充実

過疎地域における急速な少子化の進行を防ぐためには、子どもを生み育てやすい環境を整備することが急務です。

現在、過疎地域等においては、ニーズがありながらも、きめ細かな子育て支援サービスが受けられない状況があることから、全ての子どもや子育て家庭が等しく子育て支援サービスを受けることができるよう、過疎地域等における子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

(3) 保育士等の人材確保と資質向上

少子化が進行する中においても、本県における子育て支援ニーズは増加傾向にあり、今後、新制度の本格施行により、地域のニーズに応じた子育て支援サービスを質・量ともに充実させていくため、子育て支援に従事する保育士等の人材確保と資質の向上を積極的に推進する必要があります。

第3章 計画の推進体制と点検・評価

1 計画の推進体制

本計画は、法第77条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関である徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（徳島県版「子ども・子育て会議」）の意見等を反映させたものです。

本計画の策定に当たっては、県と市町村との連携及び関係部局間の連携を図りながら検討を進めました。

本計画の推進に当たっては、県の部局横断的な推進体制である「徳島県少子化社会対策推進会議」を通じて関係部局間の緊密な連携を確保し、総合的な推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、本計画の達成状況を点検・評価し、結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

(2) 計画の見直し

本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

なお、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

第4章 具体的な取組み

第1節 区域の設定

1 県区域設定の趣旨

本計画では、法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。

2 県区域設定の基本的考え方

本計画では、県区域の設定に際し、次の点を勘案しています。

- (1) 市町村が定める教育・保育提供区域
- (2) 隣接市町村間等における広域利用等の実態
- (3) 需給調整、広域調整への影響

(※1) 広域利用：居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用するすることをいう。

(※2) 需給調整：教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しているか、設置によってそれを超える場合に、認可・認定しないことをいう。

3 県区域設定の内容

(1) 教育

私立幼稚園において、広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を1区域として設定します。

(2) 保育

現状では、市町村ごとに需給バランスの確保が図られており、市町村間での広域利用も一部の隣接地域のみであることや、今回の各市町村における提供区域の設定や量の見込みに対する提供体制の確保策においても、市町村毎の対応となっていることを踏まえ、各市町村を1区域として設定します。

なお、具体的な区域設定は、次のとおりです。

徳島地区（徳島市）	勝浦地区（勝浦町）	海陽地区（海陽町）
鳴門地区（鳴門市）	上勝地区（上勝町）	松茂地区（松茂町）
小松島地区（小松島市）	佐那河内地区（佐那河内村）	北島地区（北島町）
阿南地区（阿南市）	石井地区（石井町）	藍住地区（藍住町）
吉野川地区（吉野川市）	神山地区（神山町）	板野地区（板野町）
阿波地区（阿波市）	那賀地区（那賀町）	上板地区（上板町）
美馬地区（美馬市）	牟岐地区（牟岐町）	つるぎ地区（つるぎ町）

三好地区（三好市）

美波地区（美波町）

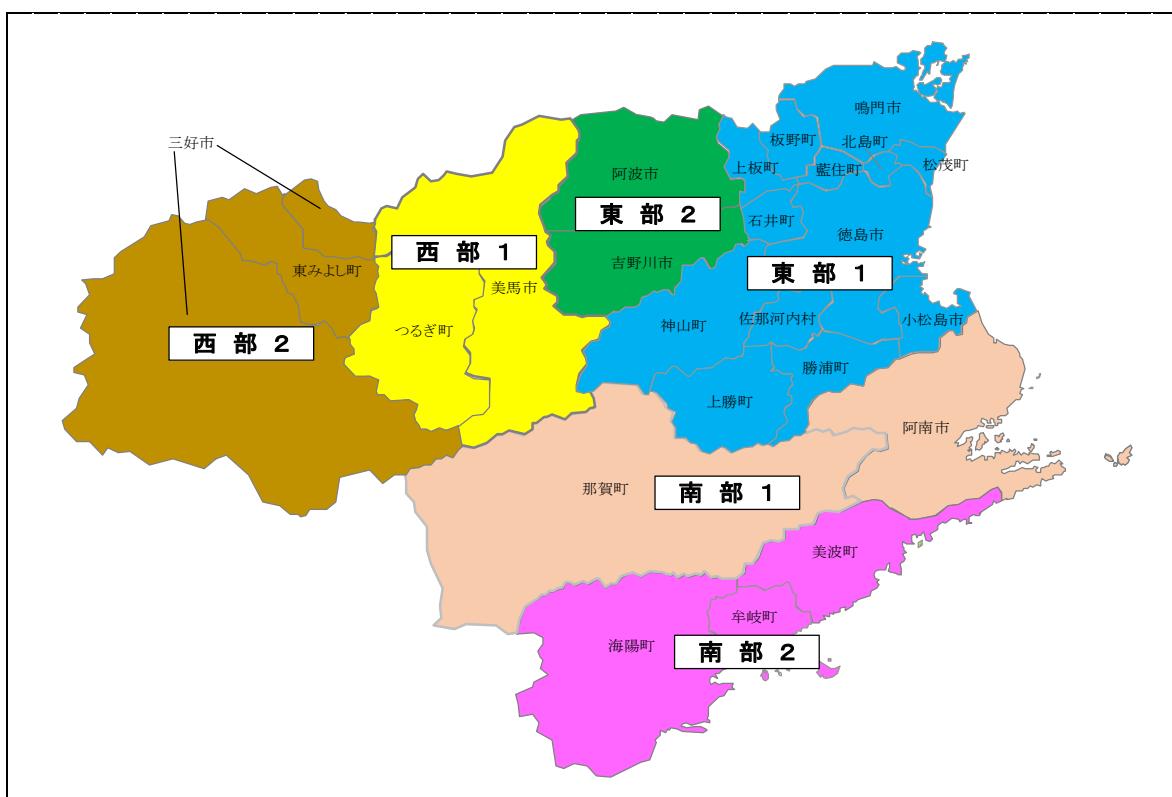
東みよし地区（東みよし町）

計24地区

（3）地域子ども・子育て支援事業

病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業における広域利用の実態等を踏まえ、県内を6つの地域に分けて区域を設定します。

区域の種類		構成市町村数	構成市町村
東部	東部1	13	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	東部2	2	吉野川市、阿波市
南部	南部1	2	阿南市、那賀町
	南部2	3	美波町、牟岐町、海陽町
西部	西部1	2	美馬市、つるぎ町
	西部2	2	三好市、東みよし町



第2節 教育・保育の提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込みにおける基本的考え方

各市町村においては、市町村計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、地域の子育て家庭に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査を実施しています。

その結果に基づいて算出した量の見込みを基に、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案の上、子ども・子育て会議での審議等を経て、必要な調整を加え、最終的な量の見込みを定めています。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分^{*1}ごとに定めています。

(※1) 認定区分：法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分をいう。

認定区分	内 容	利 用 先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業

2 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各市町村においては、量の見込みに対する教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受入れ定員枠の拡大に取り組みます。

特に、保育については、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備に取り組みます。

(1) 教育

(単位：人)

年度	区 分	1号認定	2号認定 (教育)	合 計
27	量の見込み ①	4,548	3,187	7,735
	確保の内 容 教育・保育施設	6,816	3,422	10,238
	確認を受けない幼稚園	1,374	316	1,690
	計 ②	8,190	3,738	11,928
	差引 ②-①	3,642	551	4,193

(単位：人)

年度	区分	1号認定	2号認定 (教育)	合計
28	量の見込み ①	4,514	3,162	7,676
	確保の内 容 教育・保育施設	6,883	3,470	10,353
	確保の内 容 確認を受けない幼稚園	1,044	226	1,270
	計 ②	7,927	3,696	11,623
	差引 ②-①	3,413	534	3,947
29	量の見込み ①	4,463	3,098	7,561
	確保の内 容 教育・保育施設	7,104	3,500	10,604
	確保の内 容 確認を受けない幼稚園	924	206	1,130
	計 ②	8,028	3,706	11,734
	差引 ②-①	3,565	608	4,173
30	量の見込み ①	4,353	3,031	7,384
	確保の内 容 教育・保育施設	7,037	3,488	10,525
	確保の内 容 確認を受けない幼稚園	924	206	1,130
	計 ②	7,961	3,694	11,655
	差引 ②-①	3,608	663	4,271
31	量の見込み ①	4,320	3,012	7,332
	確保の内 容 教育・保育施設	6,996	3,450	10,446
	確保の内 容 確認を受けない幼稚園	924	206	1,130
	計 ②	7,920	3,656	11,576
	差引 ②-①	3,600	644	4,244

(2) 保育

県全域の内容は、次のとおりです。

(単位：人)

年度	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
27	量の見込み ①	8,298	6,250	1,643	16,191
	確保の内 容 教育・保育施設	8,557	6,060	1,636	16,253
	確保の内 容 地域型保育事業	0	0	0	0
	確保の内 容 認可外保育施設	25	5	0	30
	計 ②	8,582	6,065	1,636	16,283
28	差引 ②-①	284	▲ 185	▲ 7	92
	量の見込み ①	8,166	6,205	1,620	15,991
	確保の内 容 教育・保育施設	8,915	6,291	1,671	16,877
	確保の内 容 地域型保育事業	0	64	24	88
	確保の内 容 認可外保育施設	25	5	0	30
	計 ②	8,940	6,360	1,695	16,995
	差引 ②-①	774	155	75	1,004

(単位：人)

年度	区分	2号認定 (保育)	3号認定		合計
			1・2歳児	0歳児	
29	量の見込み ①	8,036	6,170	1,595	15,801
	確保の内 容	教育・保育施設	9,138	6,435	17,284
		地域型保育事業	0	156	49
		認可外保育施設	25	5	30
	計 ②	9,163	6,596	1,760	17,519
	差引 ②-①	1,127	426	165	1,718
30	量の見込み ①	7,845	6,081	1,568	15,494
	確保の内 容	教育・保育施設	9,103	6,422	17,227
		地域型保育事業	0	156	49
		認可外保育施設	25	5	30
	計 ②	9,128	6,583	1,751	17,462
	差引 ②-①	1,283	502	183	1,968
31	量の見込み ①	7,774	5,986	1,546	15,306
	確保の内 容	教育・保育施設	9,065	6,432	17,211
		地域型保育事業	0	169	51
		認可外保育施設	25	5	30
	計 ②	9,090	6,606	1,765	17,461
	差引 ②-①	1,316	620	219	2,155

第3節 地域子ども・子育て支援事業の推進

1 各事業の量の見込みにおける基本的考え方

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、法により「地域子ども・子育て支援事業」が定めされました。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が市町村計画に従って実施し、県は、事業が円滑に運営されるよう必要な支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業として定められた事業は、次の13事業です。

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

各市町村においては、教育・保育の量の見込みの算定と同様の手法により地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算定しています。

本計画の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定に当たっては、各市町村における数値を県が設定した区域ごとに集計して定めています。

2 各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

各事業の区域ごとの量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期については、次のとおりです。

なお、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込みに基づいて実施するものではないため、記載していません。

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や相談対応を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	5	5	5	5	5
	確保の内 容 利用者支援事業	5	5	5	5	5
	その他	3	3	3	3	3
	計 ②	8	8	8	8	8
東部2	量の見込み ①(人日)	1	1	1	1	1
	確保の内 容 利用者支援事業	1	1	1	1	1
	その他	2	2	2	2	2
	計 ②	3	3	3	3	3
南部1	量の見込み ①(人日)	1	1	1	1	1
	確保の内 容 利用者支援事業	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	1	1	1	1	1
南部2	量の見込み ①(人日)	0	0	0	0	0
	確保の内 容 利用者支援事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	0	0	0	0	0
西部1	量の見込み ①(人日)	0	0	0	0	0
	確保の内 容 利用者支援事業	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	1	1	1	1	1
西部2	量の見込み ①(人日)	2	2	2	2	2
	確保の内 容 利用者支援事業	1	1	1	1	1
	その他	1	1	1	1	1
	計 ②	2	2	2	2	2
合 計	量の見込み ①(人日)	9	9	9	9	9
	確保の内 容 利用者支援事業	9	9	9	9	9
	その他	6	6	6	6	6
	計 ②	15	15	15	15	15

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行う事業です。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①(人日)	224,373	231,270	231,864	227,670	219,456
	確保の内 容 子育て支援拠点	25	25	25	25	32
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	25	25	25	25	32
東部2	量の見込み ①(人日)	17,303	17,480	17,273	17,043	16,765
	確保の内 容 子育て支援拠点	5	5	5	6	6
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	5	5	5	6	6
南部1	量の見込み ①(人日)	3,190	3,164	3,143	3,127	3,099
	確保の内 容 子育て支援拠点	7	7	8	8	8
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	7	7	8	8	8

(単位：人日、か所)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部2	量の見込み ①(人日)	820	709	677	642	622
	確保の内容 (か所) 子育て支援拠点	2	2	2	2	2
	その他	3	3	3	3	3
	計 ②	5	5	5	5	5
西部1	量の見込み ①(人日)	4,223	4,170	4,084	3,999	3,898
	確保の内容 (か所) 子育て支援拠点	6	6	7	7	7
	その他	0	0	0	0	0
	計 ②	6	6	7	7	7
西部2	量の見込み ①(人日)	2,481	2,498	2,444	2,390	2,348
	確保の内容 (か所) 子育て支援拠点	3	3	3	3	3
	その他	7	7	7	7	7
	計 ②	10	10	10	10	10
合 計	量の見込み ①(人日)	252,390	259,291	259,485	254,871	246,188
	確保の内容 (か所) 子育て支援拠点	48	48	50	51	58
	その他	10	10	10	10	10
	計 ②	58	58	60	61	68

(3) 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を行う事業です。

(単位：人回)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	53,099	52,096	51,682	50,811	50,043
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	5,784	5,696	5,569	5,444	5,334
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	9,184	9,142	9,142	9,100	9,058
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	1,162	1,148	1,106	1,092	1,092
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	3,066	3,038	2,954	2,870	2,800
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	3,674	3,642	3,642	3,610	3,594
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	75,969	74,762	74,095	72,927	71,921
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者的心身の様子及び養育環境の把握等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	3,495	3,430	3,418	3,379	3,291
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	349	353	357	359	363
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み ①	486	484	484	482	480
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	74	72	69	67	66
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	491	496	484	472	461
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	244	238	232	225	220
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	5,139	5,073	5,044	4,984	4,881
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	433	433	433	436	439
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
東部2	量の見込み ①	35	35	36	37	37
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部1	量の見込み ①	461	461	461	460	459
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
南部2	量の見込み ①	83	83	83	82	82
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部1	量の見込み ①	30	30	35	35	35
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
西部2	量の見込み ①	42	41	40	40	39
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
合 計	量の見込み ①	1084	1083	1088	1090	1091
	確保の内容 ②	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	358	353	353	351	350
	確保の内容 ②	554	551	551	552	552
	差引 ②-①	196	198	198	201	202
東部2	量の見込み ①	10	10	10	10	10
	確保の内容 ②	20	20	20	20	20
	差引 ②-①	10	10	10	10	10

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み ①	40	40	40	40	40
	確保の内容 ②	40	40	40	40	40
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	195	175	140	119	104
	確保の内容 ②	205	205	154	124	104
	差引 ②-①	10	30	14	5	0
西部1	量の見込み ①	100	100	100	100	100
	確保の内容 ②	100	100	100	100	100
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	17	17	17	17	17
	確保の内容 ②	51	51	51	51	51
	差引 ②-①	34	34	34	34	34
合 計	量の見込み ①	720	695	660	637	621
	確保の内容 ②	970	967	916	887	867
	差引 ②-①	250	272	256	250	246

(7) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育）

幼稚園の通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり保育を行う事業です。

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量 の 見込み	1号認定	9,301	9,151	9,102	8,842
		2号認定	512,246	509,859	505,160	494,760
		計 ①	521,547	519,010	514,262	503,602
	確保の内容 ②	644,396	612,934	606,568	601,459	594,301
	差引 ②-①	122,849	93,924	92,306	97,857	97,661
東部2	量 の 見込み	1号認定	26	25	24	23
		2号認定	22,205	21,202	20,534	20,050
		計 ①	22,231	21,227	20,558	20,073
	確保の内容 ②	22,231	21,227	20,558	20,073	20,348
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部1	量 の 見込み	1号認定	149	149	147	149
		2号認定	66,128	66,056	64,416	64,462
		計 ①	66,277	66,205	64,563	64,611
	確保の内容 ②	66,500	66,500	66,500	66,500	66,500
	差引 ②-①	223	295	1,937	1,889	2,123
南部2	量 の 見込み	1号認定	0	0	0	0
		2号認定	12,695	11,973	9,870	8,861
		計 ①	12,695	11,973	9,870	8,861
	確保の内容 ②	12,768	12,021	9,949	8,949	8,249
	差引 ②-①	73	48	79	88	79
西部1	量 の 見込み	1号認定	0	0	0	0
		2号認定	42,325	39,979	37,572	36,335
		計 ①	42,325	39,979	37,572	36,335
	確保の内容 ②	43,560	43,355	42,126	42,495	42,167
	差引 ②-①	1,235	3,376	4,554	6,160	5,946

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
西部2	量の見込み	1号認定 2号認定 計 ①	245 24,765 25,010	224 27,856 28,080	224 42,288 42,512	216 36,899 37,115
	確保の内容	②	29,530	28,810	49,792	49,515
	差引	②-①	4,520	730	7,280	12,400
						13,040
合 計	量の見込み	1号認定 2号認定 計 ①	9,721 680,364 690,085	9,549 676,925 686,474	9,497 679,840 689,337	9,230 661,367 670,597
	確保の内容	②	818,985	784,847	795,493	788,991
	差引	②-①	128,900	98,373	106,156	118,394
						118,849

(8) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

その他の一時預かりについては、保育所における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）により、提供体制の確保に取り組みます。

① 保育所における一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

② ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を組織し、地域における育児の相互援助活動を支援する事業です。

③ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等において児童を預かる事業（宿泊可）です。

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	59,875	60,012	59,937	59,065	58,036
	確保の内容	保育所 ファミ・サポ トワイライトステイ 計 ②	50,151 2,345 107 52,603	54,453 2,337 107 56,897	57,934 2,330 107 60,371	57,878 2,334 107 60,319
	差引 ②-①	▲ 7,272	▲ 3,115	434	1,254	2,603
	量の見込み ①	5,088	5,027	4,864	4,751	4,749
	確保の内容	保育所 ファミ・サポ トワイライトステイ 計 ②	4,253 615 220 5,088	4,200 609 218 5,027	4,059 592 213 4,864	3,967 577 207 4,751
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
東部2	量の見込み ①	5,088	5,027	4,864	4,751	4,749
	確保の内容	保育所 ファミ・サポ トワイライトステイ 計 ②	4,253 615 220 5,088	4,200 609 218 5,027	4,059 592 213 4,864	3,958 582 209 4,751
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
	量の見込み ①	5,088	5,027	4,864	4,751	4,749
	確保の内容	保育所 ファミ・サポ トワイライトステイ 計 ②	4,253 615 220 5,088	4,200 609 218 5,027	4,059 592 213 4,864	3,958 582 209 4,751
	差引 ②-①	0	0	0	0	0

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み ①	4,463	4,448	4,393	4,404	4,388
	確保の内容 保育所	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	ファミ・サポ	100	100	100	100	100
	トワイライトステイ	30	30	30	30	30
	計 ②	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630
	差引 ②-①	167	182	237	226	242
南部2	量の見込み ①	2,307	2,098	1,790	1,620	1,496
	確保の内容 保育所	2,029	2,083	1,822	1,613	1,503
	ファミ・サポ	30	30	30	30	30
	トワイライトステイ	5	5	5	5	5
	計 ②	2,064	2,118	1,857	1,648	1,538
	差引 ②-①	▲ 243	20	67	28	42
西部1	量の見込み ①	4,281	4,152	3,974	3,866	3,801
	確保の内容 保育所	4,078	4,047	3,951	3,947	3,898
	ファミ・サポ	794	794	794	794	794
	トワイライトステイ	100	100	100	100	100
	計 ②	4,972	4,941	4,845	4,841	4,792
	差引 ②-①	691	789	871	975	991
西部2	量の見込み ①	253	244	238	235	231
	確保の内容 保育所	289	284	282	279	277
	ファミ・サポ	110	110	110	110	110
	トワイライトステイ	15	15	15	15	15
	計 ②	414	409	407	404	402
	差引 ②-①	161	165	169	169	171
合 計	量の見込み ①	76,267	75,981	75,196	73,941	72,701
	確保の内容 保育所	65,300	69,567	72,548	72,184	72,027
	ファミ・サポ	3,994	3,980	3,956	3,945	4,237
	トワイライトステイ	477	475	470	464	486
	計 ②	69,771	74,022	76,974	76,593	76,750
	差引 ②-①	▲ 6,496	▲ 1,959	1,778	2,652	4,049

(9) 一時預かり事業（就学児のみ）

就学児に対する一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組みます。

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	1,482	1,475	1,456	1,468	1,445
	確保の内容 ②	1,863	1,864	1,852	1,859	1,852
	差引 ②-①	381	389	396	391	407
東部2	量の見込み ①	10	10	10	10	10
	確保の内容 ②	10	10	10	10	10
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	20	20	20	20	20
	確保の内容 ②	20	20	20	20	20
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部2	量の見込み ①	780	780	780	728	728
	確保の内容 ②	780	780	780	728	728
	差引 ②-①	0	0	0	0	0

(単位：人日)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
西部1	量の見込み ①	50	50	50	50	50
	確保の内容 ②	50	50	50	50	50
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
西部2	量の見込み ①	75	75	75	75	75
	確保の内容 ②	110	110	110	110	110
	差引 ②-①	35	35	35	35	35
合 計	量の見込み ①	2,417	2,410	2,391	2,351	2,328
	確保の内容 ②	2,833	2,834	2,822	2,777	2,770
	差引 ②-①	416	424	431	426	442

(10) 延長保育事業

保育所等において、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	2,193	2,163	2,145	2,108	2,068
	確保の内容 ②	4,018	4,275	4,321	4,377	4,413
	差引 ②-①	1,825	2,112	2,176	2,269	2,345
東部2	量の見込み ①	185	183	177	174	173
	確保の内容 ②	185	183	177	174	173
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	227	227	224	226	225
	確保の内容 ②	225	225	245	245	245
	差引 ②-①	▲2	▲2	21	19	20
南部2	量の見込み ①	81	72	60	52	47
	確保の内容 ②	90	79	69	59	54
	差引 ②-①	9	7	9	7	7
西部1	量の見込み ①	133	127	120	115	113
	確保の内容 ②	142	141	139	139	139
	差引 ②-①	9	14	19	24	26
西部2	量の見込み ①	35	35	33	33	32
	確保の内容 ②	85	85	84	84	84
	差引 ②-①	50	50	51	51	52
合 計	量の見込み ①	2,854	2,807	2,759	2,708	2,658
	確保の内容 ②	4,745	4,988	5,035	5,078	5,108
	差引 ②-①	1,891	2,181	2,276	2,370	2,450

(11) 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

一部の地域においては、ファミリー・サポート・センター事業により提供体制の確保に取り組みます。

(単位：人口)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み ①	14,756	14,618	14,620	14,209	14,070
	確保の内容 病児・病後児保育	14,624	14,874	16,595	16,595	16,595
	ファミサボ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	14,624	14,874	16,595	16,595	16,595
	差引 ②-①	▲132	256	1,975	2,386	2,525
東部2	量の見込み ①	3,565	3,539	3,445	3,361	3,376
	確保の内容 病児・病後児保育	3,565	3,539	3,445	3,361	3,376
	ファミサボ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	3,565	3,539	3,445	3,361	3,376
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
南部1	量の見込み ①	1,351	1,348	1,339	1,348	1,346
	確保の内容 病児・病後児保育	870	870	870	1,740	1,743
	ファミサボ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	870	870	870	1,740	1,743
	差引 ②-①	▲481	▲478	▲469	392	397
南部2	量の見込み ①	72	63	55	50	46
	確保の内容 病児・病後児保育	60	49	44	39	39
	ファミサボ(病児)	15	15	15	15	15
	計 ②	75	64	59	54	54
	差引 ②-①	3	1	4	4	8
西部1	量の見込み ①	1,019	1,000	961	951	933
	確保の内容 病児・病後児保育	750	750	750	750	1,000
	ファミサボ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	750	750	750	750	1,000
	差引 ②-①	▲269	▲250	▲211	▲201	67
西部2	量の見込み ①	1,194	1,205	1,176	1,143	1,138
	確保の内容 病児・病後児保育	1,194	1,205	1,176	1,143	1,138
	ファミサボ(病児)	0	0	0	0	0
	計 ②	1,194	1,205	1,176	1,143	1,138
	差引 ②-①	0	0	0	0	0
合 計	量の見込み ①	21,957	21,773	21,596	21,062	20,909
	確保の内容 病児・病後児保育	21,063	21,287	22,880	23,628	23,891
	ファミサボ(病児)	15	15	15	15	15
	計 ②	21,078	21,302	22,895	23,643	23,906
	差引 ②-①	▲879	▲471	1,299	2,581	2,997

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労等により昼間に保護者がいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
東部1	量の見込み	小学1～3年	3,663	3,615	3,603	3,608
		小学4～6年	1,105	1,102	1,082	1,088
		計 ①	4,768	4,717	4,685	4,696
	確保の内容 ②	4,310	4,515	4,877	4,970	5,433
	差引 ②-①	▲458	▲202	192	274	777
東部2	量の見込み	小学1～3年	541	522	514	499
		小学4～6年	358	356	347	348
		計 ①	899	878	861	847
	確保の内容 ②	899	878	861	847	811
	差引 ②-①	0	0	0	0	0

(単位：人)

区域名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南部1	量の見込み	小学1～3年	557	547	545	547
		小学4～6年	219	215	217	221
		計①	776	762	762	765
	確保の内容②	957	957	957	1,001	1,112
	差引②-①	181	195	195	233	347
南部2	量の見込み	小学1～3年	106	91	90	80
		小学4～6年	2	2	2	2
		計①	108	93	92	82
	確保の内容②	125	110	110	100	100
	差引②-①	17	17	18	18	22
西部1	量の見込み	小学1～3年	190	194	235	242
		小学4～6年	123	110	126	120
		計①	313	304	361	362
	確保の内容②	305	305	395	395	395
	差引②-①	▲8	1	34	33	44
西部2	量の見込み	小学1～3年	538	547	552	572
		小学4～6年	221	216	213	209
		計①	759	763	765	781
	確保の内容②	847	849	885	880	857
	差引②-①	88	86	120	99	92
合計	量の見込み	小学1～3年	5,595	5,516	5,539	5,548
		小学4～6年	2,028	2,001	1,987	1,988
		計①	7,623	7,517	7,526	7,536
	確保の内容②	7,443	7,614	8,085	8,193	8,708
	差引②-①	▲180	97	559	657	1,282

第4節 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが求められています。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが必要です。

そこで、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させます。

2 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進します。

特に、幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ、単一の施設とし、給付と財源が一元化されたところであり、本県においてもそのメリットを最大限に活用します。

少子化が進行する過疎地域においては、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあることから、集団保育を維持するとともに、より質の高い教育・保育を実施するための方策として、認定こども園への移行を推進します。

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動搖を与えないようにする等の配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連續性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫を行います。

認定こども園に移行する際、従来の幼稚園及び保育所における保護者の交流や研修、

教員等との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

3 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の内容は、次のとおりです。

類型	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼保連携型	4	13	21	24	26	27
幼稚園型	0	0	0	0	0	0
保育所型	5	17	15	16	16	16
地方裁量型	0	0	0	0	0	0
計	9	30	36	40	42	43

※吉野川市では、上記以外に4箇所（全て幼保連携型）設置予定あり。（時期未定）

※石井町では、上記以外に2箇所（幼保連携型1、未定1）設置予定あり。（時期未定）

4 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

（1）財政的支援

国の補助制度等を最大限活用しながら、施設整備や施設運営費に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り組みます。

また、新制度における新たな幼保連携型認定こども園に置かれる「保育教諭」は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有することが求められることから、片方の免許・資格しか持たない者の免許・資格取得を支援することにより、新制度への円滑な移行を推進します。

（2）人的支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設・設備等の基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行うことにより、認定こども園への円滑な移行を推進します。

5 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要です。

特に、教育・保育施設である、認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用することとなります。これらの子

どもが満3歳以降も適切に必要な教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との緊密な連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の緊密かつ円滑な連携が図られるよう取り組みます。

6 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

(1) 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続を図るため、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」に基づき、小学校教育との連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。

(2) 「幼小中連携推進事業～学びのかけ橋プロジェクト～」の推進

幼・小・中の教職員の相互交流により、連携を強化するとともに、円滑な接続方法について研究し、その成果を県内に普及させます。

第5節 教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上

1 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み

人数とその確保方策

(1) 必要見込み人数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭	253	404	462	484	510
幼稚園教諭	703	664	646	627	619
保育士	2,711	2,658	2,683	2,692	2,674
保育従事者（※1）	0	0	0	0	0
家庭的保育者（※2）	0	0	0	0	0
家庭的保育補助者（※3）	0	0	0	0	0
家庭的保育者（※4）	0	0	0	0	0
合計	3,667	3,726	3,791	3,803	3,803

※1：小規模保育事業B型における保育従事者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

(2) 確保方策

保育士の待遇改善をはじめとする勤務条件の向上を促進します。

保育士が働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できるよう、職場環境の改善を促進します。

保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職等について、徳島県社会福祉協議会・福祉人材センター内に設置する「徳島県保育士・保育所支援センター」を中心に、関係機関とも緊密に連携しながら、マッチングの強化や再就職等に向けた研修を行うなど、積極的に支援していきます。

保育士養成施設に在学する学生はもとより、高校生以下の学生を含め、保育士としての就職を目指す人材を確保するため、保育士としての業務内容ややりがい等についての普及啓発を行います。

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、新制度本格施行後の幼保連携型認定こども園に置かれる保育教諭に必要とされる、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有するための資格等取得を支援します。

保育所や認可外保育施設において新たに保育士資格取得を目指す取組みを支援します。

2 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保方策

新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となることが予想されます。

このため、育児経験豊かな地域の人材を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定し、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度が創設されることとなっています。

県内の地域子ども・子育て支援事業に従事する者を確保するため、子育て支援員（仮称）の養成を積極的に行います。

3 資質向上策

求められる資質に応じた研修を引き続き実施していくとともに、障がいやアレルギーを持つ子どもへ対応など、高度な専門性を習得するための研修についても、適宜見直しを図りながら実施し、質の高い教育・保育等の提供を担う人材の育成に努めます。

4 「子育て支援員（仮称）」の認定のための研修実施

「子育て支援員（仮称）」として認定するための研修については、国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施することとされています。

また、「子育て支援員（仮称）」が保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みについても創設される予定です。

県内において保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する人材を確保するため、国が示すガイドライン等に基づき、必要な研修を計画的に実施します。

5 「放課後児童支援員」の認定のための研修実施

新制度においては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、「放課後児童支援員」として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための研修（以下「認定研修」という。）を都道府県知事が行い、認定研修修了者を「放課後児童支援員」として認定することとしています。

県内の放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保と資質向上を図るため、認定研修を計画的に実施します。

第6節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るために、県は、市町村と協力して発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じます。

また、県及び市町村において、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実させます。

(1) こども女性相談センター（児童相談所）の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となるこども女性相談センターにおいて、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために職員の適切な配置に努めるとともに、法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実を図ります。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

こども女性相談センターは、市町村（児童福祉部門・母子保健部門）をはじめ、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関などの関係機関との連携を強化し、対応が困難なケースについては主体的に関与することを前提として、適切な役割分担を図ります。

県は、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の機能強化、効果的運営を図るため、要対協関係者向けのセミナーの実施や要対協におけるこども女性相談センターの積極的な助言等の支援を行います。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制を整備し、悩みに応じて支援制度の情報提供を行い適切な専門機関に繋げるなど、切れ目のない支援を行います。

県は、医療機関（産科、小児科、歯科、精神科等）等と市町村との連携及び情報共有に必要な環境を整備し、市町村が養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、子育て支援サービス等につなげるための取組を支援します。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を

行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

2 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の潜在的な需要にも対応するため、できる限り家庭的な環境で愛情を持った養育が行われることを目指し、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指します。

(1) 家庭的養護の推進

① 里親委託等の推進

県は、里親の開拓、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設促進、里親支援の充実等により里親委託等を推進します。

里親登録については、市町村や里親支援機関と連携して、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう努め、市町村単位で複数確保できるよう推進します。

② 施設の小規模化及び地域分散化の推進

県は、平成27年度から平成41年度までの児童養護施設等の本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進計画（仮称）」を作成し、地域の実情に即した取組を推進します。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等を図るため、専門的な知識や技術を有する者によるケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、近隣府県の情緒障害児短期治療施設への措置をとり、心理治療等の支援を行うとともに、県内における施設設置について推進するよう努めます。

不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもに、社会的自立に向けた適切な支援が行えるよう、児童自立支援施設職員の専門性の向上に努めます。

DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援を行います。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもと同様に社会において自立

していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。

自立生活能力がないまま施設退所することとなるよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用するとともに、県内における自立援助ホームの開設について推進するよう努めます。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図ります。

里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

母子生活支援施設については、福祉事務所、こども女性相談センター等関係機関と連携して積極的な活用が行えるよう、支援機能の充実や広域利用の推進を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

社会的養護施設におけるケアの質の向上を図るため、指導監査、家庭訪問等の機会を捉えて、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組の推進及び第三者評価の受審を求めます。

被措置児童等虐待について、入所児童や関係機関等に対する周知等その予防への取組みを行うとともに、通告等があった場合の対応や、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関して、適切に対応できる体制を整備します。

3 ひとり親家庭の自立支援の充実

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、就労・自立支援の充実、子どもへの支援の推進、子育て・生活支援の充実、経済的支援の充実などの総合的なひとり親家庭対策に取り組むことにより、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境を整えます。

(1) 就労・自立支援の充実

ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。

ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携により、職業能力向上のための訓練受講に

つなげるなど個々の実情に応じたきめ細やかで効果的な就業の支援を行います。

(2) 子どもへの支援の推進

ひとり親家庭の子どもの個々の状況に応じ、関係機関と連携した就労支援を行います。

親の離婚等で精神的に不安定になっている子どもの家庭に、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、子どもの悩みを聞いたり、簡単な生活指導や学習指導を行うなどの支援を行い、児童の健全育成を図ります。

(3) 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が生活の場を確保し、安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施します。

ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います。

(4) 経済的支援の充実

児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。

ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、養育費の取り決めや取得促進に関する情報提供・啓発を行います。

4 障がい児施策の充実

障がい児等特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、県が専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障がいに応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供するほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組みを進めます。

(1) 地域生活の支援

障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくことができるよう、日常生活における基本動作訓練の指導や集団生活への適応訓練などの事業等に対する支援を推進します。

また、障がい児を抱える家族の生活安定のため、特別児童扶養手当などの周知や援助を行います。

（2）市町村に対する支援

障がい児に対する各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関との連携を図りながら、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。

（3）教育支援体制の整備

教職員の専門性の向上にむけた研修の実施や、保護者、教職員等への相談支援体制の充実を図るとともに、市町村における地域の支援体制構築の支援を行います。

（4）特別支援学校の専門性の向上

多様な障がいに応じた実践的な研修の推進や、教育職員免許法認定講習の積極的な受講を推奨します。

（5）発達障がい児に対する早期支援体制の充実

発達障がい者総合支援センターにおいて、相談、指導、助言など総合的な支援を行うとともに、関係機関の職員等に対する研修会等を開催し、発達障がいに関する理解の促進と支援に従事する人材の育成に努めます。また、県西部に新たな拠点を整備し、県下全域におけるきめ細やかな支援を推進します。

（6）障がい児保育の充実

保育を必要とする障がい児について、保育所や放課後児童クラブ等における受け入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、障がい児保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進していきます。

第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(1) 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を得るための広報・啓発

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするために、企業訪問や広報誌での意識改革の推進を図ります。

法律や制度についての理解を深めるため、仕事と家庭の両立支援に関する講演会の開催をはじめとした周知啓発を図ります。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働環境の推進

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得の促進、多様就業型ワークシェアリングの実施、テレワークの導入、職場優先の意識の是正など、管理職を含め、労働者すべてを対象として情報提供を行います。

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる県内企業の事例を紹介するとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進するうえでの短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することにより、働き方の見直しを促進します。

平日（夜間）及び土・日曜日に労働相談を受けられる体制を整備し、平日（昼間）での相談体制では利用することが困難な労働者に対する支援を行います。

ICTを活用した多様な働き方によるワークライフバランスの実現を図るために、県庁版サテライトオフィスや育休復帰後職員等を対象とした在宅勤務の実証実験など、県が率先して徳島ならではのテレワークを推進します。

(3) はぐくみ支援企業の認証・表彰制度及び周知

企業における仕事と家庭の両立支援のための自主的な取り組みを促進するため、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認証・表彰します。

法律や制度についての理解を深めるため、仕事と家庭の両立支援に関する講演会の開催をはじめとした、周知啓発を図ります。

(4) 一般事業主行動計画の策定の推進

国、関係団体等と連携を図りながら、一般事業主行動計画の策定・届出を促進するため、企業を訪問して要請や助言等を行うなど、働きやすい職場環境の整備を促進します。

(5) 企業へのアドバイザー等の派遣

働きやすい職場づくりに取り組もうとする中小企業等にアドバイザーを派遣し、個々の企業にあった改善策等を提案、助言することにより、労働者のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を促進します。

(6) 両立支援のための体制整備の促進

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進し、妊娠中及び出産後における配慮、育児休業制度、短時間勤務制度等の実施、出生時における父親の休暇の取得、子どもの看護のための休暇の取得等を促進します。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) 保育サービス等の充実

仕事等の社会活動と家庭生活の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細やかな保育サービスの充実を図ります。

(2) ファミリー・サポート・サービスの推進

子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・サービスによる子育ての相互援助活動の取組みを進めます。

(3) 事業所内保育施設等の推進

職場における次世代育成支援のための制度の創設・充実や、働きやすい職場環境づくりを進めようとする事業所に対し、設置等に係る課題解決を支援するため、アドバイザーを派遣するとともに、施設整備のための資金を低利で貸付けることにより、企業における次世代育成対策の取組みを促進します。

病院に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成することにより、医療の現場における仕事と子育ての両立を支援します。

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

第1節 広域調整

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 広域調整の基本的考え方

市町村計画の策定に当たり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要となった場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行います。

県は、関係市町村間の調整が整わない場合に、必要に応じて広域調整（市町村間における調整）を行います。

また、県境で広域調整が必要となる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する県との間で調整を行います。

(2) 広域調整の手続き等

自市町村内の住民の利用分として、他市町村における教育・保育施設の利用を希望する場合に、当該市町村から希望先施設が所在する市町村に対して協議の申し出を行います。

関係市町村間での協議が整った場合は、双方の市町村計画における提供体制の確保方策の欄にその内容を記載します。

自市町村内の施設について広域利用を認める市町村は、広域調整分（相手方他市町村の住民の利用）を含めて整備計画を行うとともに、相手方市町村の利用枠を担保します。

一方、関係市町村間での協議が整わなかった場合は、県が関係市町村からの要請を受け、広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行います。

2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、法第31条第3項及び第32条第3項の規定により、あらかじめ、県に協議を行う必要があります。

県は、市町村からの協議内容を審査の上、その結果を当該市町村に対し通知します。

第2節 教育・保育情報の公表

1 教育・保育情報の公表の実施方法等

教育・保育施設又は地域型保育事業者から報告を受けた教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報を、県のホームページ等を通じて公表することにより、子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用する機会を確保します。